

茨木市文化振興ビジョン改定業務委託に係るプロポーザル実施要項 (公募型)

1 趣旨

本市の文化芸術を取り巻く状況は、「文化芸術振興基本法」の改正や新たに「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されたほか、令和5年11月に1,200人規模のホールを有した新施設の開館が控えているなど、大きく変化している。

本業務は、本市の状況に加え、国、大阪府及び他の地方公共団体の状況等の把握や市民アンケート調査等の本市の現状分析を踏まえ、本市の文化振興にあたっての基本的な考え方や方向性を示すため、茨木市文化振興ビジョン素案を作成するにあたり、必要な支援を行うものである。

これらを踏まえ、茨木市文化振興ビジョン改定業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者(配置する技術者・担当者を含む。)に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

茨木市文化振興ビジョン改定業務

(2) 業務の目的

文化振興を推進するにあたり、本市が目指す文化振興の方向性を明らかにし、全市的な取り組みとして市民文化の向上を図る指針として文化振興ビジョンを改定するため

(3) 業務内容

(ア) ビジョン策定のための調査・研究

本市の現状把握と国、府、その他地方公共団体の事例等

(イ) ワークショップ・ヒアリング等の運営支援

(ウ) ビジョン素案策定

調査・研究結果を基に素案策定

(エ) その他

関連資料等の作成

成果品の納品(報告書5部(A4版、縦型、横書き、左綴じ、簡易製本)及び電子納品、ビジョン素案(製本15部及び電子納品))

(4) 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 当該業務の予算額等

3,080,000円(税込)

提案額(参考見積額)が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に登載されているものについてはこの限りでない。
- (2) 本市または他市町村で、文化（他施策の個別計画に記載されている場合も含む）または生涯学習等施策における計画を策定または策定支援を実施していること。
- (3) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

6 説明会

- (1) 開催日時：令和4年5月23日（月）

午後2時から午後3時まで

- (2) 開催場所：茨木市役所 本館4階 理事者控室

※正当な理由なしに説明会に参加しなかった者は、本プロポーザルへの参加を認めない。

7 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、電話番号・担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで文化振興課宛送信すること。

提出期限：令和4年5月25日（水）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市市民文化部文化振興課

E-mail : bunkaseisaku@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けません。件名に【茨木市文化振興ビジョン改定業務に係る質問】と記載すること。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホー

ムページに掲載する。

回答日：令和4年5月27日（金）午前9時から

掲載場所：茨木市HP 文化振興課のページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/bunka/me nu/visionetc/58041.html>

8 参加申込み及び資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書（様式3号）

② 業務実施体制調書（様式4号）

イ 提出先：茨木市市民文化部文化振興課（茨木市役所南館8階）

ウ 提出期限：令和4年6月2日（木）午後5時まで

エ 提出方法：持参もしくは郵送（提出期限日までに必着）

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式5号）により6月6日までに参加希望者に通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに文化振興課へ提出すること。

9 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記イ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案 （任意様式、A4版）

次の提案課題ごとにわかりやすく、かつ簡潔に記載すること。

【提案課題】

①国・府、その他地方公共団体の関連計画等の事例に基づく効果的な調査、研究方法についての企画提案

②市民・学校アンケートの分析結果及び関連団体等からの意見聴取結

果のビジョンへの反映に係る企画提案

- ③本市の特性や文化振興施策の現状と課題を踏まえた独自の企画提案
- ④既存の計画との整合に関する企画提案
- ⑤市民参画を促すような効果的な取組の企画提案
- ⑥①～⑤の作業スケジュール

※ 現時点で想定している作業スケジュールを記載すること。

- ⑦業務の実施方針、取組体制、その他本業務を実施するに当たって配慮すべき事項及びPRしたいことについて

イ 参考見積書（様式7号）及び内訳書（任意様式）

※ 受託希望の金額を記入すること。なお、受託希望者については提案内容の調整を行った後、再度見積を徴取する。また、契約金額は見積金額に消費税率10%を乗じた額を加えた金額とする。

(3) 資料記載上の留意事項

上記9(2)アの副本には、企業名を入れないこと。

(4) 提出方法等

- ア 提出期限：令和4年6月15日（水）午後5時まで（厳守）
- イ 提出場所：茨木市役所南館8階市民文化部文化振興課事務室
- ウ 提出方法：持参もしくは郵送（提出期限日までに必着）
- エ 提出部数
正本1部
副本8部

(5) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

10 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第1次審査

提出された業務実績調書等の内容及び提案額（参考見積書）を、11(1) 第1次審査＜事務局審査＞で示す審査基準に基づいて審査し、評価の高い提案者から順に5者を第1次審査の通過者とする。

ただし、参加者が5者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において＜事務局審査（第1次審査）＞及び＜プレゼンテーションによる委員審査（第2次審査）＞を併せて行う。

(2) 第2次審査（プレゼンテーションによる最終審査）

第1次審査の通過者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションによる審査を実施し、審査基準に基づいて再評価するとともに、プレゼンテーションの内容による点数を加算し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

ア プrezentationは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用し

- て行うこととする。資料の差し替えや追加は認めない。
- イ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター、ケーブル、スクリーンは、市で用意する。
- ウ 提案者の出席は3人以内とする。
- エ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、プレゼンテーションをオンラインによる実施に変更する場合がある。
- オ プレゼンテーションの方法、持ち時間等の詳細については、第1次審査の通過者に対し別途通知する。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

①結果通知

第1次審査の結果は、令和4年6月20日（月）に当該審査を行った全者に対し、「プロポーザル第1次審査結果通知書」（様式8号）により通知を郵便で発送する。

なお、参加者が5者以下で第1次審査を実施しない場合は、上記の通知を省略し、令和4年6月20日（月）に参加者全者に対し、電子メールまたは電話により第1次審査を実施しない旨の通知を行う。

②結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は、令和4年6月27日（月）まで審査結果について、書面で説明を求めるものとする。

イ 第2次審査

①結果通知

第2次審査の結果は、令和4年6月27日（月）に当該審査を行った全者に対し、「プロポーザル第2次審査結果通知書」（様式9号）により通知を郵便で発送する。

②結果に対する問合せ

第2次審査により候補者とならなかった提案者は、令和4年7月4日（月）まで審査結果について、書面で説明を求めるものとする。

11 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

(1) 審査基準

①第1次審査<事務局審査>

審査基準	審査内容	配点
業務実績調書内容	大阪府その他の地方公共団体の文化振興に係る計画等の策定または策定支援の実績があるか。または、本業務に適した類似業務の実績は十分か。 ※平成29年～令和3年度までの過去5年間の業務実績の内、同種業務、類似・関連業務の順で優先して10件以内を記入。 同種（2点）：文化振興に係る計画策定または策定支援業務 類似（1点）：文化振興に類似する計画策定または策定支援業務	20
業務実施体制調書内容	担当者の人員配置や業務体制など、実施事業のための十分な体制が取れているか。 ①文化振興に係る計画策定または策定支援業務に携わった実績を有する担当者数（人数×5点） ②文化振興に類似する計画策定または策定支援業務に携わった実績を有する担当者数（人数×3点） ※同一の担当者が①と②どちらの業務実績にも当てはまる場合、①の実績を評価点として計上する。	20
提案額(参考見積額)	業務内容に見合った適正な見積となっているか。 (最低見積金額／見積金額) ×50点 ※小数点以下切り捨て	50
合計		90

②第2次審査<プレゼンテーションによる委員審査>

(配点は委員1人あたり)

審査項目	審査内容	配点	
企画提	情報収集方法 (データ収集、調査方法)	国、大阪府その他地方公共団体の関連計画等の事例を十分に調査、研究したうえでの提案が期待できるか。	10

案 書	茨木らしさ (データを踏まえた計画立案)	市民・学校アンケートの調査分析結果、関連団体等からの意見聴取結果を踏まえたうえで、ビジョンへの反映方法が提案されているか。また、独自の視点から本市にとって有益な提案がなされているか。	20
	独自性や新たな提案	本市の特性や文化振興施策の現状と課題を踏まえた独自の提案がなされているか。また、仕様書に示された事項以外に、独自の視点から本市にとって有益な提案がなされているか。	10
	既存の計画等との整合性	既存の計画等との整合性がとれているか。	5
	市民等との協働 (提案計画に基づく事業立案)	市民参画を促すような啓発や周知に係る効果的な取組の企画提案がなされているか。	15
	実施体制等	計画策定にあたっての支援体制は、円滑で効率的か。また論理的で実現性の高いスケジュールが提案されているか。	10
	合計		70

※委員審査については、各項目について5段階評価にて採点する。

12 候補者の決定

候補者は、別紙採点基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記11の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、「茨木らしさ(データを踏まえた計画立案)」の評価点が高い提案者を候補者とする。
- (4) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額のかつ、「茨木らしさ(データを踏まえた計画立案)」の評価点が同点の場合、くじにより候補者を決定する。

(5) 提案者が1者のみであった場合は、配点の総合計点(選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上であった場合に候補者とする。

13 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもつて当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

14 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

15 日程

説明会（仕様）	令和4年5月23日（月）
質問期限	令和4年5月25日（水）
質問に対する回答	令和4年5月27日（金）
参加申込期間	令和4年5月30日（月）午前9時から 令和4年6月2日（木）午後5時まで (厳守)
参加資格審査結果通知	令和4年6月6日（月）
企画提案書提出期間	令和4年6月7日（火）午前9時から 令和4年6月15日（水）午後5時まで (厳守)
第1次審査	令和4年6月17日（金）

審査結果通知	令和4年6月20日（月）
第2次審査	令和4年6月24日（金）（予定）
審査結果通知	令和4年6月27日（月）（予定）
契約締結	令和4年6月末（予定）
業務開始	令和4年7月1日（金）（予定）

16 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 本業務に係る説明会に出席しなかった者
 - イ 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - ウ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - エ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
 - オ 配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠点があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割に満たない者
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があつたと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

17 担当部署

茨木市市民文化部文化振興課 担当 川寄、天野
 TEL : 072-620-1810（直通）
 FAX : 072-622-7202
 E-mail : bunkaseisaku@city.ibaraki.lg.jp